

兵庫県公報

平成30年10月9日 火曜日 第3044号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	1
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	1
○ 入札公告（広報戦略課）	2
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○ 同上（同）	13
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	14
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出	17
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	17

告 示

兵庫県告示第867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年10月9日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年10月9日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市別所町佐土字春日1197番1から 同 市の形町の形字大鳥4168番1まで	旧	10.0から 146.0まで	555.0	
		新	10.0から 153.0まで	555.0	

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局、県民センター	紛失年月日
200 リットル 券	漁業	H05 8235738	平成31年 1月19日	1	姫路市白浜町甲912—8 兵庫県漁業協同組合連合会 姫路白浜油槽所	東播磨 県民局	平成30年 9月17日
200 リットル 券	農業	H08 8130576 ～ H08 8130577	平成31年 4月30日	2	赤穂郡上郡町上郡101—1 (株)横山石油店	西播磨 県民局	平成30年 7月16日



入札公告

兵庫県広報紙等の電子化業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年10月9日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

- (1) 業務件名
兵庫県広報紙等の電子化業務
- (2) 仕様
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約の日から平成31年3月29日（金）まで
- (4) 履行場所
兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所
- (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班 北村
電話 (078) 362-3019 (直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成30年10月9日(火)から同月23日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成30年11月5日(月)午後9時30分 兵庫県庁第2号館11階B会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年11月2日(金)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100の5以上の額の入札保証金を平成30年11月1日(木)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成30年11月1日(木)以前の任意の日を開始日とし、同月20日(火)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成30年10月26日(金)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年11月20日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否
要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を実施できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡西 I-2 (125040282)	南あわじ市賀集八幡（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
福良東一丁目 I-2 (125040283)	南あわじ市福良（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
沼島(2) I-2 (125040284)	南あわじ市沼島（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
岡ノ坂 I-2 (125040285)	南あわじ市沼島（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥小路 I-2 (125040286)	南あわじ市沼島（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
小水ノ浦 I-2 (125040287)	南あわじ市沼島（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年10月17日（水）から同月31日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、沼島市民交流センター、賀集市民交流センター及び福良市民交流センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成30年10月31日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月4日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

八幡西 I（125040002）の項中別図2、福良東一丁目 I（125040047）の項中別図47、浜(1) I（125040058）の項中別図58、浜(2) I（125040059）の項中別図59、鳥取(2) II（125040105）の項中別図105、沼島(2) I（125040275）の項中別図275、岡ノ坂 I（125040277）の項中別図277、奥小路 I（125040279）の項中別図279、小水ノ浦 I（125040280）の項中別図280、八幡西川 I（225040001）の項中別図282を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年10月17日（水）から同月31日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、沼島市民交流センター、賀集市民交流センター及び福良市民交流センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成30年10月31日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月4日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
八幡南Ⅰ (125040001)	南あわじ市賀集八幡南(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
八幡西Ⅰ (125040002)	南あわじ市賀集八幡(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
八幡西(1)Ⅱ (125040004)	南あわじ市賀集八幡(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
八幡西(2)Ⅱ (125040005)	南あわじ市賀集八幡(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
八幡西(3)Ⅱ (125040006)	南あわじ市賀集八幡(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鍛冶屋(1)Ⅱ (125040007)	南あわじ市賀集鍛冶屋(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鍛冶屋(3)Ⅱ (125040008)	南あわじ市賀集鍛冶屋(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
鍛冶屋(4)Ⅱ (125040009)	南あわじ市賀集鍛冶屋(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
鍛冶屋(5)Ⅱ (125040010)	南あわじ市賀集鍛冶屋(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
鍛冶屋(6)Ⅱ (125040011)	南あわじ市賀集鍛冶屋(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
野田Ⅱ (125040012)	南あわじ市賀集野田(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
牛内(2)Ⅱ (125040014)	南あわじ市賀集牛内(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
牛内(3)Ⅱ (125040015)	南あわじ市賀集長原(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
福井北Ⅱ (125040016)	南あわじ市賀集福井(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
福井(1)Ⅱ (125040017)	南あわじ市賀集福井(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
福井(2)Ⅱ (125040018)	南あわじ市賀集福井(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
生子(1)Ⅱ (125040019)	南あわじ市賀集生子(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
生子(2)Ⅱ (125040020)	南あわじ市賀集生子(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

生子(3)Ⅱ (125040021)	南あわじ市賀集生子(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
生子(4)Ⅱ (125040022)	南あわじ市賀集生子(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
八幡西Ⅲ (125040023)	南あわじ市賀集八幡(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
鍛冶屋Ⅲ (125040024)	南あわじ市賀集鍛冶屋(別図 22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
野田(2)Ⅲ (125040026)	南あわじ市賀集野田(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
福井北Ⅲ (125040027)	南あわじ市賀集野田(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
牛内(1)Ⅲ (125040028)	南あわじ市賀集牛内(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
牛内(2)Ⅲ (125040029)	南あわじ市賀集牛内(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
牛内(3)Ⅲ (125040030)	南あわじ市賀集牛内(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
福井Ⅲ (125040031)	南あわじ市賀集福井(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
内原(1)Ⅲ (125040032)	南あわじ市賀集福井(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
内原(2)Ⅲ (125040033)	南あわじ市賀集生子(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
内原(3)Ⅲ (125040034)	南あわじ市賀集生子(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
牛内(4)Ⅲ (125040035)	南あわじ市賀集牛内(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
生子Ⅲ (125040036)	南あわじ市賀集生子(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
八幡西(2)Ⅰ (125040037)	南あわじ市福良(別図34のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
八幡西(3)Ⅰ (125040038)	南あわじ市福良(別図35のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
八幡西(4)Ⅰ (125040039)	南あわじ市福良(別図36のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
東本町(5)Ⅰ (125040040)	南あわじ市福良(別図37のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
東本町(3)Ⅰ (125040041)	南あわじ市福良(別図38のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

東本町(1) I (125040042)	南あわじ市福良 (別図39のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
東本町(2) I (125040043)	南あわじ市福良 (別図40のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
福良東一丁目 I (125040047)	南あわじ市福良 (別図41のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
福良本町(1) I (125040048)	南あわじ市福良 (別図42のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
福良本町(2) I (125040049)	南あわじ市福良 (別図43のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
北納屋町(1) I (125040050)	南あわじ市福良 (別図44のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
北納屋町(3) I (125040051)	南あわじ市福良 (別図45のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
北納屋町(2) I (125040052)	南あわじ市福良 (別図46のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
福良原田 I (125040053)	南あわじ市福良 (別図47のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
福良原田(2) I (125040054)	南あわじ市福良 (別図48のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
原田 I (125040055)	南あわじ市福良 (別図49のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
谷川(3) I (125040057)	南あわじ市福良 (別図50のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
浜(2) I (125040059)	南あわじ市福良 (別図51のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
東十軒家 I (125040060)	南あわじ市福良 (別図52のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
仁尾(8) I (125040061)	南あわじ市福良 (別図53のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
仁尾(3) I (125040062)	南あわじ市福良 (別図54のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
仁尾(4) I (125040064)	南あわじ市福良 (別図55のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
仁尾(2) I (125040065)	南あわじ市福良 (別図56のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
仁尾(1) I (125040066)	南あわじ市福良 (別図57のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり

仁尾(9) I (125040067)	南あわじ市福良(別図58のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
仁尾(6) I (125040068)	南あわじ市福良(別図59のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
仁尾(7) I (125040069)	南あわじ市福良(別図60のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
仁尾(10) I (125040070)	南あわじ市福良(別図61のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
仁尾(11) I (125040071)	南あわじ市福良(別図62のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
西谷 I (125040072)	南あわじ市福良(別図63のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
向谷(3) I (125040073)	南あわじ市福良(別図64のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
向谷(2) I (125040074)	南あわじ市福良(別図65のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
向谷(1) I (125040075)	南あわじ市福良(別図66のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
向谷(4) I (125040076)	南あわじ市福良(別図67のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
東本町(1) II (125040077)	南あわじ市福良(別図68のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
東本町(2) II (125040078)	南あわじ市福良(別図69のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
東本町(3) II (125040079)	南あわじ市福良(別図70のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
北納屋町(1) II (125040080)	南あわじ市福良(別図71のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
北納屋町(2) II (125040081)	南あわじ市福良(別図72のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
北納屋町(3) II (125040082)	南あわじ市福良(別図73のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
東十軒家(1) II (125040083)	南あわじ市福良(別図74のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
仁尾(1) II (125040084)	南あわじ市福良(別図75のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
仁尾(2) II (125040085)	南あわじ市福良(別図76のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
仁尾(3) II (125040086)	南あわじ市福良(別図77のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり

仁尾(4)Ⅱ (125040087)	南あわじ市福良(別図78のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
仁尾(5)Ⅱ (125040088)	南あわじ市福良(別図79のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
仁尾(6)Ⅱ (125040089)	南あわじ市福良(別図80のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
仁尾(7)Ⅱ (125040090)	南あわじ市福良(別図81のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
東十軒家(2)Ⅱ (125040091)	南あわじ市福良(別図82のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
仁尾(8)Ⅱ (125040092)	南あわじ市福良(別図83のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
仁尾(9)Ⅱ (125040093)	南あわじ市福良(別図84のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
刈藻(1)Ⅱ (125040094)	南あわじ市福良(別図85のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
刈藻(2)Ⅱ (125040095)	南あわじ市福良(別図86のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
刈藻(3)Ⅱ (125040096)	南あわじ市福良(別図87のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
坂本Ⅱ (125040097)	南あわじ市福良(別図88のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
刈藻(4)Ⅱ (125040098)	南あわじ市福良(別図89のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
刈藻(5)Ⅱ (125040099)	南あわじ市福良(別図90のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
刈藻(6)Ⅱ (125040100)	南あわじ市福良(別図91のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
刈藻(7)Ⅱ (125040101)	南あわじ市福良(別図92のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
刈藻(8)Ⅱ (125040102)	南あわじ市福良(別図93のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
刈藻(9)Ⅱ (125040103)	南あわじ市福良(別図94のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
鳥取(1)Ⅱ (125040104)	南あわじ市福良(別図95のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
鳥取(2)Ⅱ (125040105)	南あわじ市福良(別図96のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
向谷(1)Ⅱ (125040106)	南あわじ市福良(別図97のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり

向谷(2)Ⅱ (125040107)	南あわじ市福良(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
向谷(3)Ⅱ (125040108)	南あわじ市福良(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
東本町(1)Ⅲ (125040109)	南あわじ市福良(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
東本町(3)Ⅲ (125040111)	南あわじ市福良(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
仁尾(1)Ⅲ (125040112)	南あわじ市福良(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
仁尾(2)Ⅲ (125040113)	南あわじ市福良(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
仁尾(3)Ⅲ (125040114)	南あわじ市福良(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
うずしお台(1)Ⅲ (125040115)	南あわじ市福良(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
東十軒家Ⅲ (125040116)	南あわじ市福良(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
刈藻Ⅲ (125040118)	南あわじ市福良(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
向谷(1)Ⅲ (125040119)	南あわじ市福良(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
向谷(2)Ⅲ (125040120)	南あわじ市福良(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
向谷(3)Ⅲ (125040121)	南あわじ市福良(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
稲田南Ⅱ (125040128)	南あわじ市賀集生子(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
沼島(2)Ⅰ (125040275)	南あわじ市沼島(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
沼島(4)Ⅰ (125040276)	南あわじ市沼島(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
岡ノ坂Ⅰ (125040277)	南あわじ市沼島(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
奥小路Ⅰ (125040279)	南あわじ市沼島(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
小水ノ浦Ⅰ (125040280)	南あわじ市沼島(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
中Ⅰ (125040281)	南あわじ市沼島(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり

八幡西川 I (225040001)	南あわじ市賀集八幡 (別図118のとおり)	土石流	別図118のとおり
鍛冶屋北谷 II (225040008)	南あわじ市賀集鍛冶屋 (別図119のとおり)	土石流	別図119のとおり
原田西谷 I (225040013)	南あわじ市福良 (別図120のとおり)	土石流	別図120のとおり
向谷北谷 I (225040021)	南あわじ市福良 (別図121のとおり)	土石流	別図121のとおり
原田川左支 II (225040026)	南あわじ市福良 (別図122のとおり)	土石流	別図122のとおり

(別図 1 から別図122までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年10月17日(水)から同月31日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、沼島市民交流センター、賀集市民交流センター及び福良市民交流センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成30年10月31日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月4日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール伊丹昆陽
所在地 伊丹市池尻4丁目1番1号ほか

2 法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

(1) 環境に係る事項

ア 騒音予測地点bにおける、夜間の騒音の最大値が規制基準を上回っている。周辺生活環境に与える影響を勘案し、適切な対策を講じられたい。

イ 新たな入口を設置することで、近隣道路に渋滞が発生するなど、周辺生活環境の負荷が増大しないよう、適切な対策をされたい。

(2) 周辺道路に関する事項

ア 店舗周辺道路は、伊丹市立池尻小学校及び伊丹市立松崎中学校の通学路となっているため、登下校の時間帯に、車両や自動二輪車等の出入口に複数の交通整理員を配置する等、児童生徒の安全対策を講じ

られたい。

イ 入口④の前面道路は、通学路に指定されているため、以下の対策を講じられたい。

(7) 学校や地域住民へ十分に事業説明を行われたい。

(8) 入口④を新設するには、現地の交通状況を十分調査の上、右折入庫の抑制対策等、具体的な対策を検討されたい。

(9) 入口④の新設によって地元からの要望や交通障害があった場合は、設置者の責において対応されたい。

ウ 入口④の新設は、駐車場の処理能力向上が目的だが、従前よりも入口③及び入口④への車両集中が予想される。当該入口の前面道路は、市バス運行路線であるため、渋滞時には他の入口への誘導を行われたい。

エ 周辺道路の渋滞緩和のため、入口①から入口④への入店経路を周知徹底されたい。

オ 路線バスの提示・安全運行の確保に必要な事項については、引き続き、交通局への情報提供及び協議をされたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年10月9日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市金ケ田町36番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市野口町良野414番地の1

株式会社JamHomeエステート 代表取締役 三好順子

3 許可年月日及び許可番号

平成30年8月28日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-36-2号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町古田一丁目733番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町北在家2242番地

株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三宅忠

3 許可年月日及び許可番号

平成30年7月25日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-1-2号（30播磨）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年10月9日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

チャームスイート神戸北野	同 市中央区北野町1丁目2-13
--------------	------------------

」

を

「

チャームスイート神戸北野	同 市中央区北野町1丁目2-13
リハビリホーム グランダ神戸北野	同 市中央区北野町4丁目12-1

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成30年10月9日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
麻田ひさみ後援会	麻田 寿美	麻田 実千夫	川西市美山台3-4-56	平成30年8月3日
尼崎維新の会	久保 秀基	久保 順美	尼崎市東園田町3-78-18	平成30年8月28日
石見かずゆき後援会	石見 和之	石見 照代	姫路市西延末60番地13	平成30年8月15日
大島千都世後援会	大島 千都世	田中 芳子	宝塚市三笠町12-1	平成30年8月30日
風早ひさお後援会	風早 寿郎	風早 正昭	宝塚市中山五月台4-7-12	平成30年8月3日
かじ幸夫をはげます会	加地 幸夫	富永 雄大	神戸市西区玉津町今津575-4	平成30年8月1日

かなうちよしかず後援会	柳川 芳 廣	新 家 裕 次	姫路市亀山1丁目37番地7	平成30年8月29日
鈴木くみこ後援会	鈴 木 久 美 子	鈴 木 芳 隆	伊丹市昆陽泉町2-6-6	平成30年8月6日
野口昌宏後援会	野 口 昌 宏	木 原 裕 博	神戸市垂水区北舞子3-2-45	平成30年8月3日
土生田仁志後援会	土生田 仁 志	土生田 仁 志	豊岡市若松町13番地11号	平成30年8月2日
阪神維新の会	矢 部 浩 三	笹 千 尋	尼崎市立花町1-23-22-302	平成30年8月28日
ひろはた貞一後援会	廣 畑 貞 一	廣 畑 香 葉 子	加東市南山5丁目11-1	平成30年8月10日
みんなが輝く伊丹をつくる会	佐 竹 璃 保	佐 竹 美 佳	伊丹市春日丘5-11-1-102	平成30年8月16日
山下たかし後援会	山 下 隆 志	山 下 な つ み	川西市新田3丁目5-22	平成30年8月30日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
自由民主党竹野町支部	井 垣 文 博	主たる事務所の所在地	新	豊岡市竹野町轟1043番地の1 井垣文博宅	平成30年8月10日
			旧	豊岡市竹野町小丸127番地 木瀬堯后宅	
		代表者の氏名	新	井 垣 文 博	
			旧	川 口 匡	
		会計責任者の氏名	新	米 田 達 也	
			旧	木 瀬 堯 后	
自由民主党播磨町支部	山 口 勝 英	主たる事務所の所在地	新	加古郡播磨町東本荘1-5-1	平成30年8月8日
			旧	加古郡播磨町二子620-7	
自由民主党兵庫県倉庫支部	若 松 康 裕	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザWEST7階	平成30年8月8日
			旧	神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮インテスビル7階	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
石井登志郎後援会	石 井 登 志 郎	主たる事務所の所在地	新	西宮市日野町9-62	平成30年8月3日
			旧	西宮市馬場町1-4 北本ビル 6F	
大野きょうへい後援会	大 野 恭 平	会計責任者の氏名	新	高 橋 和 也	平成30年8月10日
			旧	大 野 真 也	
元気な川西をつくる会	川 口 巖 悟	主たる事務所の所在地	新	川西市南花屋敷3丁目1-1	平成30年8月28日
			旧	川西市中央町7-23	
		代表者の氏名	新	川 口 巖 悟	
			旧	川 田 利 彦	
		会計責任者の氏名	新	今 村 一 成	
			旧	今 村 加 寿 成	

田中まみ後援会	田 中 芳 和	代表者の氏名	新	田 中 芳 和	平成30年8月15日
			旧	田 中 麻 未	
		会計責任者の氏名	新	田 中 芳 和	
			旧	田 中 麻 未	
中山ゆうすけと兵庫県政を考える会	中 山 祐 輔	政治団体の名称	新	中山ゆうすけと兵庫県政を考える会	平成30年8月8日
			旧	中山ゆうすけと伊丹の教育を考える会	
Vision2050	石 井 登 志 郎	主たる事務所の所在地	新	西宮市日野町9-62	平成30年8月3日
			旧	西宮市馬場町1-4 北本ビル6F	
ふじわら昭一後援会	松 尾 義 久	代表者の氏名	新	松 尾 義 久	平成30年8月22日
			旧	西 尾 功	
みんなのまちづくりプロジェクト	石 井 登 志 郎	主たる事務所の所在地	新	西宮市日野町9-62	平成30年8月3日
			旧	西宮市馬場町1-4 6F	
村上たつま後援会	村 上 立 真	主たる事務所の所在地	新	神戸市兵庫区上沢通1丁目1-1 米澤ビル1F	平成30年8月20日
			旧	神戸市兵庫区会下山町2-5-18 グリーンハイツ会下山202号室	
MELON伊丹社会活動委員会	清 水 健 二	代表者の氏名	新	清 水 健 二	平成30年8月16日
			旧	藤 原 靖 彦	
		会計責任者の氏名	新	津 越 遼 平	
			旧	大 傍 光 城	
MELON北伊丹社会活動委員会	山 崎 貴 嗣	代表者の氏名	新	山 崎 貴 嗣	平成30年8月16日
			旧	上 辻 哲 也	
MELON西部研究所社会活動委員会	苗 村 尚 史	代表者の氏名	新	苗 村 尚 史	平成30年8月16日
			旧	遠 藤 康 博	
		会計責任者の氏名	新	赤 穂 賢 吾	
			旧	田 中 敏 則	
MELON通信機社会活動委員会	山 本 忠 次	代表者の氏名	新	山 本 忠 次	平成30年8月16日
			旧	井 上 真 吾	
		会計責任者の氏名	新	井 上 真 吾	
			旧	長 谷 川 学	
森本猛史後援会	森 本 猛 史	会計責任者の氏名	新	今 村 一 成	平成30年8月22日
			旧	森 本 千 鶴 子	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党兵庫県明石市支部	岸 口 実	平成30年7月31日
自由民主党兵庫県港運支部	佐 伯 邦 治	平成30年7月31日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

小林まもる後援会	小 林 護	平成29年12月31日
たきかわ忠和後援会	瀧 川 忠 和	平成30年8月24日
田坂幸恵後援会	田 坂 幸 恵	平成29年1月1日
西宮市民ファーストの会	石 井 登志郎	平成30年8月3日
三宅利弘後援会	三 宅 利 弘	平成30年8月24日
宮脇さとし後援会	宮 脇 勝 幸	平成30年7月31日
山本和彦後援会	児 島 俊 次	平成30年8月27日



兵庫県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出があった。

平成30年10月9日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
麻 田 寿 美	川西市議会議員	麻田ひさみ後援会	川西市美山台3-4-56	平成30年8月2日
石 見 和 之	姫路市議会議員	石見かずゆき後援会	姫路市西延末60番地13	平成30年8月15日
森 本 猛 史	川西市長	森本猛史後援会	川西市南花屋敷3-2-1	平成30年8月20日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	異動年月日
村 上 立 真	村上たつま後援会	主たる事務所の所在地	新 神戸市兵庫区上沢通1丁目1-1 米澤ビル1F	平成30年8月20日
			旧 神戸市兵庫区会下山町2-5-18 グリーンハイツ会下山202号室	

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
小 林 護	小林まもる後援会	平成29年12月31日
田 坂 幸 恵	田坂幸恵後援会	平成29年1月1日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場（加島地区）の機能の確実な発揮を図るため、平成30年9月21日に次のとおり指示した。

平成30年10月9日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田沼政男

1 指示番号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1008号

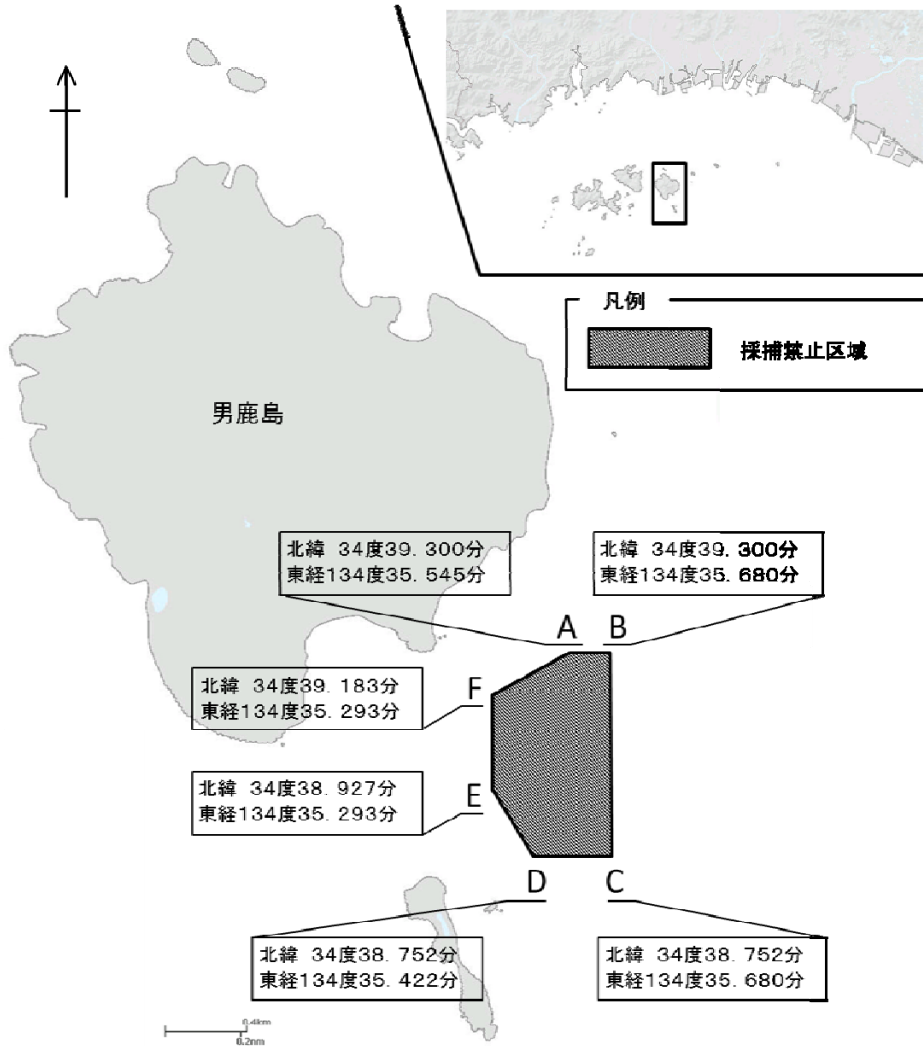
2 指示事項

何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

〈各点の位置〉

- A 北緯34度39.300分、東経134度35.545分
- B 北緯34度39.300分、東経134度35.680分
- C 北緯34度38.752分、東経134度35.680分
- D 北緯34度38.752分、東経134度35.422分
- E 北緯34度38.927分、東経134度35.293分
- F 北緯34度39.183分、東経134度35.293分



3 指示の有効期間

平成30年10月1日から平成31年9月30日まで